

速やかに選択的夫婦別姓制度の導入を求める理事長声明

- 1 民法第750条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定め、夫婦同姓を義務づけている。

まず、氏名は、人が個人として尊重される基礎であり、個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものであるから、意に反して「氏名の変更を強制されない自由」は人格権の重要な一内容として憲法第13条により保障される。それにもかかわらず、改姓を望まない人たちが婚姻する場合、民法第750条によって、いずれかが自己のアイデンティティの喪失を伴う改姓を強制される。また、夫婦が同姓にならないければ婚姻できないとすることは、憲法第13条の自己決定権によって保障される「婚姻の自由」をも不当に制限する。したがって、民法第750条は、憲法第13条に違反する。

次に、婚姻に際して夫婦が同姓となるか別姓となるかは、夫婦の在り方を含む個人の生き方に関わる問題であり、憲法第14条第1項後段の「信条」にあたる。しかし、民法第750条によって、夫婦別姓を希望する人たちは、その信条に反し、夫婦同姓を選択しない限り、法律上の婚姻ができず、婚姻の法的効果も享受できない。したがって、民法第750条は、婚姻に際し、夫婦同姓になろうとする人と別姓を希望する人とを合理的な根拠なく差別的に取り扱っているから、民法第750条は、憲法第14条にも反する。

さらに、憲法第24条第1項は、婚姻は両性の合意のみに基づくと定め、同条第2項は、憲法第13条および第14条第1項の趣旨を反映した、婚姻における人格的自律権の尊重と両性の本質的平等を定めている。しかし、民法第750条は、婚姻に際して、両性の合意以外に一方が改姓をしなければならないという要件を不当に加重するものであり、当事者の自律的な意思決定に不合理な制約を課す。また、婚姻届を提出した夫婦のうち94.5%の夫婦において女性が改姓して

いる実態からすれば（２０２３年厚生労働省「人口動態統計」）、夫婦同姓を強制することは、事実上婚姻に際して多くの女性に改姓に伴う不利益を被ることを強いるものである。したがって、民法第７５０条は、憲法第２４条にも反する。

- 2 それだけでなく、夫婦同姓強制の問題については、国際社会からも女性差別撤廃条約や市民及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）に反するとの指摘を受けており、婚姻に際して改姓するのは女性が圧倒的に多いことから、国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し、これまで４回にわたり、女性が婚姻後も婚姻前の姓を保持することが可能な法整備をするよう勧告している。

ところが、日本政府は、１９９６年に法制審議会が選択的夫婦別姓制度を導入する「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申したにもかかわらず、実現に至らないまま、四半世紀以上が経過している。

その間、多くの人たちが望まない改姓によって人権を侵害され続け、また、多くのカップルが夫婦同姓を強制されることを避けるため、婚姻を諦め続けてきた。

本年５月、衆議院法務委員会で選択的夫婦別姓の導入に関する法案が約２８年ぶりに審議入りしたものの、いまだ導入には至っていない。四国でも全国でも、多くの地方議会で、選択的夫婦別姓制度の導入に賛同する意見書の採択がされており、経済団体も、選択的夫婦別姓制度の導入を求めている。

国は、このような世論に真摯に耳を傾けるべきである。

- 3 この点、旧姓の通称使用が拡大しており、通称使用の法制化により改姓に伴う不利益を回避できるという考えがあるが、決して、通称使用の法制化では問題の解決にはならない。

通称使用の法制化では、戸籍上の氏と通称が併存するため、同一性の証明が必要となり、厳格な本人確認が求められる場面では、結局戸籍上の氏しか通用しない。マネーロンダリング対策やコストの観点か

ら、金融機関等との取引では、通称での口座開設、カード作成等はほとんどの場合不可とされている。また、海外において、通称使用は認められておらず、危険人物の嫌疑をかけられかねないなど、通称使用に限界があることも明らかとなっている。

さらに、同一性の証明は、個人情報の開示を余儀なくされるものであり、それ自体が精神的苦痛を伴うものであることも忘れてはならない。

4 また、選択的夫婦別姓制度の導入により、戸籍制度が壊れるという考えもある。しかし、法制審議会答申案に示されるよう、選択的夫婦別姓制度を導入しても、従前の戸籍を前提として、それぞれ氏が追加されるに過ぎず、同一戸籍の制度に変わりはない。

5 選択的夫婦別姓制度は、夫婦別姓を望む人達にとって、まさに起きている人権侵害を解消し、これから婚姻しようとする人達の希望となる制度といえる一方、夫婦同姓を望む人達には何ら不利益を与えるものではない。

当連合会は、婚姻をめぐって多くの人達の人権が侵害され、望まない改姓を避けるために婚姻を諦める人達が増え続けることを、これ以上看過することはできない。

したがって、当連合会は、国に対し、速やかに民法750条を改正し選択的夫婦別姓制度を導入することを、強く求める。

2025年（令和7年）9月26日

四国弁護士会連合会

理事長 大 西 聡